

## 平成28年度 文教委員会資料②

【議案第176号】

川崎市国際交流センター条例の一部を改正する条例の制定について

参考資料

川崎市国際交流センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

市 民 文 化 局

(平成28年11月25日)

川崎市国際交流センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後		改正前	
○川崎市国際交流センター条例 平成6年3月30日条例第3号		○川崎市国際交流センター条例 平成6年3月30日条例第3号	
別表（第9条関係）		別表（第9条関係）	
1 省略		1 省略	
2 省略		2 省略	
3 駐車場利用料		<u>（新設）</u>	
種別	基本料金	超過料金	
普通自動車	1台1時間まで	超過時間30分までごとに	
準中型自動車	200円	100円	
備考 普通自動車又は準中型自動車とは、それぞれ道路交通法（昭和35年法律第105号）第3条に規定する普通自動車又は準中型自動車をいう。			